

**要 保 管**

# ICカード学生証の取扱いについて

※本資料には、ICカード学生証(以下、「学生証」という)の利用にあたり重要な内容が記載されています。

## 1. 受取り時にまず行うこと

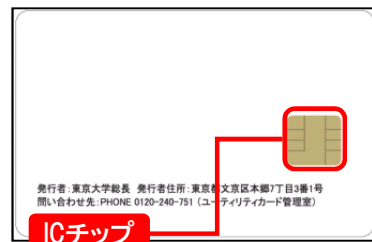
学生証表面(顔写真印刷面)の右下部にある18桁の番号(右写真参照)を下欄に控えてください。本番号は学生証紛失時や再発行時に必要となります。

0	0	0	0	0	0												
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



## 2. 携帯時の注意事項

- ① 学生証には、**精密な電子部品**(ICチップ)が搭載されていますので、汚したり、傷つけたりせず大切に取り扱いってください。またカードを水に濡らさないでください。
- ② **カードを曲げないでください**。特にズボンの後ろポケット等、無理な力がかかる可能性がある場所に入れて持ち歩くことは避けてください。カードを、リーダーライターにかざす際には、押し曲げないでください。



## 3. 学生証の紛失・盗難時などの連絡先

学生証の**紛失・盗難**に気づいた時は速やかに右記まで電話連絡してください。

注意: 右記の電話番号は東京大学の代表電話番号ではありません。その他の問合せはご遠慮願います。

**東京大学ユーティリティカード管理室**  
(受付時間: 年末年始を除く毎日 9:00~18:00)  
**0120-240-751** (電話受付のみ)

## 4. 学生証再発行窓口

紛失、盗難、破損、改姓等の理由で学生証の再発行を希望する場合、ご本人が所属の学部・研究科等の教務担当窓口にて再発行手続きを行っていただく必要があります。再交付事由が紛失・盗難及びカード破損の場合は、再交付手数料が有料となります。

## ICカード学生証で出来ること

### 自動証明書発行機による証明書の発行



在学証明書等、  
学割証

### 各学部建物への入退館・入退室



学部により  
異なります

### 図書館での本の貸出 入館カードとして



## 学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。学内の各種手続きの際に必要となり、証明書の自動発行、建物への入館、図書館利用等に使用する他、駅などでの通学定期券・学生割引乗車券(学割)の購入等の際にも必要になります。

学生証の紛失は、大きな不利益につながることもありますので、管理に十分注意して大切に取り扱い、通学時は必ず携帯してください。

### 1. 学生証の取り扱いについて

学生証を受領したら、別紙「ICカード学生証の取り扱いについて」を確認してください。

本学の学生証はICカード一体型で、精密な電子部品(ICチップ)が搭載されています。汚したり、傷つけたりせず大切に取り扱いってください。また、水に濡らしたり、曲げたりしないでください。特にズボンの後ろポケット等、無理な力がかかる可能性がある場所に入れて持ち歩くことは避けてください。ICチップが破損します。学生証をケースに入れずに直接ポケット等に入れたままにすると表面の印刷が取れてしまうので注意してください。

### 2. 再交付について

学生証を紛失又は破損・汚損した場合は、教務チーム窓口で再交付の手続きをとってください。

紛失(又は盗難)の場合は、いま一度よく探した上で、直ちにユーティリティカード管理室(フリーダイヤル:0120-240-751)に電話連絡をしてください。数日待つて拾得や発見の連絡がない場合、再交付の手続きをとってください。盗難の可能性のある場合は、最寄りの警察署にも届け出てください。学生証の再交付は手続き後1~2週間ほどかかります。

なお、再交付には、動作確認期間内にICカードの不具合が確認された場合を除き、再交付手数料(2,000円)がかかります。再交付手数料及び動作確認については、別紙「学生証等(ICカード一体型)の再交付手数料についてのお知らせ」も確認してください。

また、3月上旬から4月上旬は、全学的に学生証再発行業務が停止するため、再交付手続きができません。

### 3. 動作確認について

動作確認期間内にICチップの不具合が確認された場合は、再交付手数料を徴収しないで再交付手続きをとります。入学時、在学期間を延長した時、紛失等による再交付をした時に、学生証等を受領した場合は、下記1)、2)の期間中に必ず、自動証明書発行機等により学生証の動作確認をしてください。不具合があった場合は、速やかに教務チーム窓口申し出てください。

#### 【動作確認期間】

- 1) 入学又は在学期間延長時の学生証： 交付月(入学月、在学期間延長開始月)の末日
- 2) 再交付時の学生証： 学生証を受領した時

### 4. 有効期間について

学生証の有効期間は、入学年月日から標準修業年限(修士:2年間、博士:3年間)までです。在学期間の延長等により標準修業年限を超えて在学することになった場合は、新しい有効期間(1年間)の学生証を交付します。交付準備が整いましたら、新領域事務ポータルサイトの掲示でお知らせしますので、有効期間の終了した学生証を必ず持参し、教務チーム窓口で新しい学生証と交換してください。

## 学生証等（ICカード一体型）の再交付手数料についてのお知らせ

平成24年4月1日以降、紛失・盗難及びカード破損により学生証等の再交付願を申請する場合は再交付手数料（2,000円）を徴収することとなりましたので、お知らせいたします。

このことについては、現行の学生証等の規則に「学生証等の再交付については、別に定められた料金を納める」とされており、平成24年3月6日付総長裁定により「学生証等の手数料の額が2,000円」と決定し、平成24年4月1日から徴収することとしました。

学生証再交付手続きに関してご不明の点がありましたら、新領域創成科学研究科教務チームまでお尋ねください。

### 記

■再交付手数料（2,000円）を徴収する場合は、以下が対象となります。

- a) 紛失、盗難（盗難届けを提出した場合でも、徴収する。）
- b) カード破損（汚損、毀損）
- c) ICカード不良の場合の条件

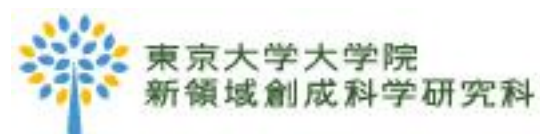
◎学生証等の動作確認期間を経過した場合

■学生証等の動作確認期間

- 1) 4月、10月交付の学生証等を受領した学生：交付月の末日
- 2) 上記1)以外の時期に学生証等を受領した学生：学生証等を受領時

■動作確認について

上記動作確認期間内に不具合が確認された場合は、再交付手数料を徴収しないこととしますので、学生証等を受領した場合は、上記1)、2)の期間中に必ず、自動証明書発行機等により学生証等の動作確認をしてください。不具合があった場合は、速やかに新領域創成科学研究科教務チーム窓口へ申し出てください。



令和6年4月1日  
新領域創成科学研究科教務チーム